

## 尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 本市が、その発注に係るものとして締結する契約であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約

イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務の契約

ウ 設備の保守、清掃、警備又は電算システムの開発その他の役務の提供又は物件の納入に係る委託契約

エ 物件の購入、借入れ、売払い又は賃貸等の契約

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定

キ アからカまでに掲げるもの以外の契約であって、暴力団等との契約を必要とする特段の事情があるとして市長が別に定める契約以外のもの

(2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 尾鷲市会計規則（昭和41年尾鷲市規則第4号）第70条の規定に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者

イ アに掲げる者以外の者であって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）

ウ ア及びイに掲げる者以外のものであって、本市が締結する契約等の相手方となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行った者

- (3) 法人等 法人、法人格を有しない団体及び個人事業主をいう。
- (4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (8) 不当介入 本市の契約等の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 市長は、入札参加資格者等又は入札参加資格者等の役員等が別表第1に掲げるいずれかの場合に該当するものとして警察等関係行政機関から通報があり、受注者として不相当と認められるときは、尾鷲市建設工事等資格指名（指名）停止措置要領に基づき、適切な措置をとるものとする。ただし、第2条第2号イ又はウに規定する者の場合は、尾鷲市建設工事等資格（指名）停止措置要領に準じた措置又は契約等の相手方から当分の間排除する措置（以下、これらの措置を「指名停止等の措置」という。）をとるものとする。

（関係官公庁等からの情報入手に伴う対応）

第4条 市長は、必要に応じ、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1のいずれかに該当する者か否かを警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うこと

ができる。

- 2 前項の確認の結果、入札参加資格者等が別表第1のいずれかに該当すると確認された場合には、前条の規定を準用する。

(契約等における資材購入等の排除)

第5条 受注者(下請を含む。)は、別表第2に掲げる資材販売業者、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者(以下「資材販売業者等」という。)が暴力団等と認められるときは、その資材販売業者等から別表第3に掲げる資材等を購入し、又は別表第2に掲げる施設を使用してはならない。

- 2 市長は、警察等関係行政機関から前項に該当する資材販売業者に係る通報があったときは、受注者に通知するとともに、受注者が当該事実を知りながら同項に違反すると認められるときは、尾鷲市建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づき、適切な措置をとるものとする。ただし、第2条第2号イ又はウに規定する者の場合は、指名停止等の措置をとるものとする。

(契約等の解除)

第6条 市長は、受注者が第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約等の解除ができるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者が本市と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに本市へ報告させるとともに、所轄の警察署への通報及び捜査上必要な協力をさせるものとする。

- 2 市長は、受注者から前項の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。
- 3 所轄の警察署から、受注者が所轄の警察署への通報を怠ったことが認められる通知が市長にあった場合、受注者にその事実の内容を確認する。
- 4 前項の確認の結果、所轄警察署への通報及び市長への報告を怠ったことが確認された場合、必要な措置をとるものとする。

5 市長は、受注者が不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行う場合には、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報の管理)

第8条 市長は、第3条、第4条及び第5条において知り得た情報の管理の徹底及び当該情報の漏洩防止に努めるものとする。

(所轄警察署との連携)

第9条 第3条から第5条までの規定に基づき措置をする場合の具体的な手続については、本市長と三重県尾鷲警察署長との間で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

- 1 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、暴力団と認められる場合
- 2 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められる場合
- 3 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- 4 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当することとする。）
- 5 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶこと、暴力団関係者が開催するパーティ等その他の会合に招待する、あるいはされる、若しくは同席する関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 入札参加資格者等、入札参加資格者等の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

別表第 2 (第 5 条関係)

**【資材販売業者】**

- ・ 個人が経営する会社等
- ・ 法人が経営する会社、商社等
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく中小企業団体、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく中小企業等協同組合及びその構成員
- ・ その他資材を販売する事業者、会社、組織等一切

**【廃棄物処理施設】**

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

**【廃棄物処理業者】**

- ・ 廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

別表第 3 (第 5 条関係)

**【資材】**

- ・ 生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂、コンクリート二次製品等

**【物品】**

- ・ 納入物品及びこれに附属する部品等